

第4次大治町総合計画 策定方針

平成21年7月

目次

1．計画策定の趣旨	1
2．計画策定の基本的な考え方	1
(1) 中長期的な環境予測への対応	1
(2) 官民の役割分担の明確化	1
(3) 成果指標の設定	2
(4) 選択と集中による効果的な事業の展開	2
(5) 住民意見の反映	2
(6) 職員の参画	2
(7) わかりやすく、活用できる計画	2
3．計画の名称	2
4．計画の構成及び計画期間	2
(1) 基本構想	2
(2) 基本計画	3
(3) 実施計画	3
5．計画策定の体制	3
(1) まちづくり推進委員会	3
(2) 総合計画策定委員会	3
(3) 総合計画策定委員会各部会	3
6．住民参画の手法	3
(1) グループインタビュー	4
(2) 住民意識調査	4
(3) 住民ワークショップ	4
(4) パブリックコメント	4
(5) その他	4
7．計画策定の手順	4
(1) 基本構想	4
(2) 基本計画	4
参考．策定体制	5

1 . 計画策定の趣旨

大治町では、平成 13 年度を初年度とする第 3 次大治町総合計画において「学びの輪が広がり、のびやかに暮らすことができる 大らかなまち」を将来像に掲げ、その実現に向けまちづくりを進めてきた。

前回の計画策定から 10 年近くが経過し、第 3 次総合計画の目標年次である平成 22 年度を間近に控えた現在、少子高齢化の進展と人口減少、経済格差の拡大、環境問題への取り組みなど社会経済情勢は大きな変革の時期を迎えている。さらに、地方分権の推進、社会保障制度改革等、行政を取り巻く状況も大きく変化している。

このような中、今後さらに厳しさを増すことが予想される本町の財政状況等も勘案し、本町の地域特性や固有の資源を活かすとともに、各種の政策課題に対して住民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい誇りの持てるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、大治町では、地方自治法第 2 条第 4 項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定に基づき、本町の目指すべき将来の姿とその実現に資する政策をまとめ、新たなまちづくりや行財政運営の指針とする第 4 次大治町総合計画を策定する。

また、本計画は、住民にわかりやすい成果指標を設定し、住民、民間及び行政の役割を体系化することで、住民参画によるまちづくりを図るための活動指針として活用するとともに、計画の進行管理にあたっては、広く住民に周知を図り、また意見を聴取し、まちづくりに反映できるよう、住民との対話と共感を基調とする。

2 . 計画策定の基本的な考え方

第 4 次大治町総合計画は、住民と行政との協働のもとで、厳しい行財政環境に耐え得る実効性ある計画とすることを目標に、特に次の点に留意し策定する。

(1) 中長期的な環境予測への対応

社会経済情勢や行財政状況の変化、住民ニーズの多様化等を踏まえた中長期的な環境予測により、実現性と実効性の高い計画の策定に努める。

(2) 官民の役割分担の明確化

住民の行政への実践的な参加を求めていくため、住民と行政との役割分担について可能な限り明確化する。

(3) 成果指標の設定

成果指標の設定により、住民、民間及び行政が目指す将来像の共有化を図るとともに、政策や施策の達成度を測る。

(4) 選択と集中による効果的な事業の展開

限られた経営資源を効果的に配分するため、選択と集中により、効果的・効率的な事業展開を図る。

(5) 住民意見の反映

住民ワークショップの開催等により広く住民の意見を求めるとともに、住民に身近な地域構想を策定し、将来的な地域活動の活性化を促進する。

(6) 職員の参画

町職員の主体的な参画により、全庁的な体制で計画策定に取り組む。また、業務における総合計画の積極的な活用及び職員意識・資質の向上を目指す。

(7) わかりやすく、活用できる計画

誰にとってもわかりやすく、目指す将来像を共有し、活用できる計画書とする。

3 . 計画の名称

計画は、「第4次大治町総合計画」と称し、計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

4 . 計画の構成及び計画期間

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとする。また、計画の対象は町が主体となる施策や事業を対象とするが、国や愛知県の上位計画及び広域的視点から周辺市町村との連携にも配慮したものとする。

(1) 基本構想

本町が目指すべき将来像を方向付けるとともに、行政が住民との協働のもとで実現を果たす「約束」として位置づけ、平成23年度からの10年間における住民、民間及び行政の共通の指針として、町の理念、将来像、施策の方向を定める。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を住民、民間及び行政の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定する。計画期間は10年とし、社会経済環境の変化等への的確な対応を図るため、中間年度に進捗状況を検証し、必要な見直しを行う。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針とする。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式で見直す。

5 . 計画策定の体制

本計画は、町の根幹を成す重要な計画であることから、計画の策定にあたっては、町長、大治町まちづくり推進委員会、総合計画策定委員会等の相互調整により全庁体制で進めるものとする。

また、計画面の策定については、全職員がこの任にあたるものとするが、より効率的な作業を進めるため、町の将来像と目標を総合的に調査研究する機関として、総合計画策定委員会に部会を設置する。

(1) まちづくり推進委員会

町長の諮問機関として、住民を代表した学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、町長が諮問する計画面について、審議・答申を行う。

(2) 総合計画策定委員会

課長職以上の者で組織(委員長:副町長)し、庁内の意思決定機関として計画面の調整を行う。

(3) 総合計画策定委員会各部会

原則として係長職の者で基本構想部会及び基本計画部会を組織し、計画面の調査研究を行う。基本計画部会は、分野毎に総務部会、福祉部会、建設部会、教育部会により構成する。

6 . 住民参画の手法

総合計画の策定において幅広く住民の意見や提案を反映させるため、以下のような手法により、広く住民の意見を聴取し、計画への住民参画に努める。

(1) グループインタビュー

1 回につき 5~8 名の住民グループに対し、どのような大治町を望んでいるのか、その方向性と具体的な生活課題を把握するため、インタビューを計 6 回実施した。(平成 21 年 2 月)

(2) 住民意識調査

町の施策満足度やまちづくりへの意識をアンケート調査し、計画案に住民の意見を反映させることを目的に実施する。

また、住民意識調査から得られた結果は、住民と行政の協働により共通して目指していくべき「成果指標」として活用するほか、住民と行政の役割分担の明確化を図るための基礎資料とする。

(3) 住民ワークショップ

計画の策定過程において、住民とともに町の課題や地域の個性、期待する町の将来像を明らかにし、共通理解を得ることにより住民協働の機運を醸成することを目的に実施する。

(4) パブリックコメント

住民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、計画案に住民の意見を反映させることを目的に実施する。

(5) その他

ホームページや広報「おおはる」等において策定経過を公表し、情報提供に努める。

7 . 計画策定の手順

計画は、平成 21 年度及び 22 年度の 2 か年に渡って策定し、策定の手順は、概ね次のとおりとする。

(1) 基本構想

基本構想部会が案のとりまとめを行い、総合計画策定委員会が決定し町長に報告する。

町長は、基本構想案をまちづくり推進委員会に諮問する。

町長は、まちづくり推進委員会の答申を得て基本構想案を議会に提案する。

基本構想案は、議会の議決を得て決定される。

(2) 基本計画

基本計画部会（総務部会、福祉部会、建設部会、教育部会）が基本計画案のとりまとめを行い、総合計画策定委員会が決定し町長に報告する。

町長は、基本計画案をまちづくり推進委員会に諮問する。

基本計画案は、まちづくり推進委員会の答申を得て町長が決定する。

参考．策定体制

